

令和 3 年

第 1 回市議会定例会 議案第 4 7 号

函館市国民健康保険条例の一部改正について

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 2 5 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例

函館市国民健康保険条例（昭和 4 4 年函館市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項中「第 3 5 条の 2 第 1 項」の後ろに「，第 3 5 条の 3 第 1 項」を加える。

第 1 9 条第 1 項第 1 号中「第 3 1 4 条の 2 第 2 項に掲げる金額」を「第 3 1 4 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主ならびに当該世帯主の世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者（次号および第 3 号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 5 5 万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数および公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 6 5 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 6 0 万円を超える者に限り，年齢 6 5 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 1 1 0 万円を超える者に限る。）をいい，給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号および第 3 号において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては，地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数

に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)」に改め、同項第2号および第3号中「第314条の2第2項に掲げる金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

附則第3条中「所得税法」と」の後ろに「，「110万円」とあるのは「125万円」と」を加える。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第11条第1項、第19条第1項および附則第3条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

#### （提案理由）

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定方法に関する規定を整備し、および保険料の減額に関する基準を改めるため